

専決処分の承認を求めることについて

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 25 年 6 月 3 日提出

大磯町長 中 崎 久 雄

専決処分書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 25 年 4 月 30 日

大磯町長 中 崎 久 雄

(理由)

被害者に対する早急な賠償を実施するに当たり、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたため。

損害賠償の額を定めることについて

大磯町は、次のとおり損害を賠償する。

- 1 損害賠償額 189,000 円
- 2 賠償の相手方 住 所 ██████████ ██████████ ██████████
氏 名 ██████████
- 3 事故の概要 平成 25 年 4 月 6 日から 7 日にかけての大雨及び強風に伴い、町が管理する大磯町西小磯 789 番地 2 先のクヌギの木が倒れ、隣接地（大磯町西小磯 789 番地 4）に所在する上記相手方のフェンス及び倉庫の壁を破損した。